

総務省政策会議 議事概要

日時 平成22年4月20日（火）8時～9時

場所 衆議院第二議員会館第四会議室

議題 ① 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案
② 放送法等の一部を改正する法律案

<主催者等あいさつ>

内藤総務副大臣よりあいさつ

<主な意見・質疑>

内藤総務副大臣より説明をした後、出席者より質疑。

○ NHKの経営委員会のメンバーに再び会長が入ることについて、基本的な考え方を伺いたい。

○ 経営委員は高い報酬をもらっていると思うが、今後の経営委員会の在り方についてどのように考えているのか。

（内藤副大臣）

- ・ 今般の改正は、会長を経営委員会のメンバーにすることで、経営委員会と会長のコミュニケーションを密にして、NHKのガバナンスがより有効に発揮されるようにするもの。ただし、会長は国会同意人事ではなく、経営委員会による選出であるので、委員に比べて議決権を制限している。
- ・ 報酬の点も含めて経営委員会の在り方についてしっかりと議論していきたい。

○ 会長の欠格事由の緩和について、例えば、メーカー出身の役員は今回の改正により、任命の前日に辞めれば役職に就くことができるのか。また、会長の地位にメーカー出身者が就いた場合、会長の出身元のメーカーがNHKとの取引間で有利に扱われるおそれはないのか。

（内藤副大臣）

- ・ 技術的には、任命の前日に辞めるということで問題はないが、欠格事由については、かつては、NHKが主要な放送事業者であり、放送機器メーカーに対する影響力がとても大きかったため、メーカーの役員等がNHKの会長の地位に就くことで、その影響力が行使されることを避けるためであったが、その後、民放の数が増え、放送事業者各社の影響力が平準化してきたため、今般、広く有為な人材を確保するために改正するもの。また、一部メーカーとの癒着可能性については、会長の職にふさわしいか、幅広くチェックして人選するので、そのようなメーカーがNHKとの取引上有利に扱われるようなことは起こらないものと考えている。

○ 地上デジタル放送が視聴できない地域において、テレビが見られなくなるのではないかと不安を持っている国民がいるが、来年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けて、どのような対策を進めていくのか。

(内藤副大臣)

- ・ 新たな難視聴地域については、2011年7月までには対策が間に合わない可能性があることも考慮して、衛星セーフティネットによる5年間の暫定的な措置の間に、中継局整備や高性能アンテナなどの整備のための財政措置を講じることで、地元のテレビ放送を視聴できるようにすることを考えている。

○ 携帯電話基地局の包括免許は、どのような場合に免許を与えることを想定しているのか。また、誰に対して免許するのか。

(桜井総合通信基盤局長)

- ・ 携帯電話基地局の包括免許は、基地局の設計図が技術基準に適合しているかどうかを確認して携帯電話事業者に対して免許することにより、基地局毎の個別免許を不要にし、基地局の円滑な展開を可能にするもの。

○ 難視聴地域に対して、情報提供の不徹底や中継局の整備不足のため生じる問題があるので、衛星でどのようにしたらテレビを見ることができると周知を徹底できないか。

(内藤副大臣)

- ・ 衛星セーフティネットは5年間の暫定的な措置であるので、最終的には、中継局の整備、受信者対策などを講じていく。
- ・ 難視聴地域の受信者への周知については、自治体等の協力も得ながら問題解決に取り組む。

○ 地方の中継局を整備するときに、地方議会の承認が必要になるのは具体的にどのような場合か。

(山川情報流通行政局長)

- ・ 中継局を整備する場合、国の補助制度のほか、自治体が支出の一部を負担する過疎債や地方交付税による措置が講じられる場合があるが、それらの自治体財源による措置については、自治体の議会の承認が必要となる。

○ 経営委員会は、公共放送としてのNHKに対して、国民目線でのコントロールを行うことが重要であり、人事については留意する必要があるのではないか。

(内藤副大臣)

- ・ 経営委員会の在り方については、まずは制度をしっかりと構築して、円滑に機能できる組織基盤を担保する必要があると考えている。

○ 日本銀行や日本中央競馬会などの委員会設置会社については、委員会と執行部が意思疎通を密にする制度が担保されており、NHKについても、実質的にはこのようなワンボード化されるものと受けとめた。ただし、運営面には気を付けていただきたい。

○ 情報通信のメリットの一つとして、双方向での情報のやり取りがあると思われる

が、例えば、医療、介護、ショッピングにもテレビなどを用いて活用できるようにするための議論はなされてきたのか。

(内藤副大臣)

- ・ 情報通信の活用については、医療、環境分野への利用を議論しており、その議論結果を受けて強力に推進していきたい。
- 双方向通信を用いたサービスを実現しやすくするための制度整備について、検討する必要があるのではないか。
- (内藤副大臣)
- ・ 今回の法改正ですべて措置できているわけではないが、通信・放送の無線局の両用化により、通信・放送が融合したサービスを供給することが可能になるので、新たなビジネスの機会を生み出すことができるものと考えている。